

# 会 議 録

- 1 会 議 の 名 称 令和7年第5回選挙管理委員会臨時会
- 2 開 催 年 月 日 令和7年5月8日（木）
- 3 開 始 ・ 終 了 時 刻 午前10時00分～午前10時21分
- 4 開 催 場 所 一関市役所 選挙管理委員会室
- 5 出 席 委 員 氏 名 高橋秀典委員長  
阿部和子委員  
金今壽信委員  
佐藤福委員
- 6 欠 席 委 員 氏 名 なし
- 7 説 明 者 の 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 後藤 治  
さ
- 8 出 席 職 員 職 氏 名 選挙管理委員会事務局主任主査 菅野 孝幸  
選挙管理委員会事務局主任主事 佐藤 翼
- 9 付 議 事 件 ○議案第22号 一関市選挙執行規程の一部を改正する告示の  
制定について  
○議案第23号 選挙人名簿から抹消すべき者について  
○議案第24号 選挙人名簿の登録基準日及び登録の日につい  
て  
○議案第25号 投票の順序について  
○議案第26号 選挙会の場所について  
○議案第27号 開票事務と選挙会事務との合同について  
○議案第28号 投票所の指定について  
○議案第29号 投票所の閉鎖時刻の繰上げについて  
○議案第30号 ポスター掲示場の総数について

○議案第31号 ポスター掲示場の設置場所について

○議案第32号 ポスターを掲示することができる日について

10 会議の公開又は非公開 公開

11 傍聴人数 0人

委員長

開会

(議案第22号 一関市選挙執行規程の一部を改正する告示の制定について)

事務局長

議案の朗読

○ 本案につきましては、一関市選挙執行規程の別表を改正しようとするものであります。

別表第1の2については、市町村の区域に複数設けることができるとされております投票区について、令和7年4月1日付で洪民1から7区及び13区が、曾慶1から7区及び13区に行政区の名称が変更されたことに伴い、同様に投票区の区域に記載しております名称を改正しようとするものであります。

別表第3につきましては、個人演説会を開催できる施設を定めておりますが、公の施設の廃止に伴い、改正しようとするものであります。

別表第3から除く施設は、新旧対照表の改正前の欄でアンダーラインを付しておりますけれども、蝦島コミュニティセンター、それから小梨市民センター清田分館。2ページ目に移りまして、千厩みなみ交流センターでございます。

蝦島コミュニティセンターにつきましては、令和6年市議会定例会9月通常会議において、公の施設の廃止に関する条例が可決され、令和7年1月1日から施行されております。

それから小梨市民センター清田分館と千厩みなみ交流センターにつきましては、令和6年市議会定例会12月通常会議において、公の施設の廃止に関する条例が可決され、令和7年4月1日から施行されております。

本規程の附則ですけれども、本告示につきましては令和7年5月8日から施行しようとするものであります。

委員長

議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第23号 選挙人名簿から抹消すべき者について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、令和7年5月1日現在において、別冊の者を選挙人名簿から抹消するものでございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。内訳でございます。令和7年4月30日までに死亡した者が、男94人、女78人の計172人。転出後4か月を経過した者が、男62人、女64人の計126人で、今回抹消しようとする者は、男156人、女142人の合計298人です。

これによりまして、令和7年5月1日現在の名簿登録者数ですけれども、男44,211人、女46,954人の合計91,165人となります。

委員長 議案に対する質疑

委員長 原案のとおり可決

(議案第24号 選挙人名簿の登録基準日及び登録の日について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、令和7年9月28日執行予定の、一関市長選挙及び一関市議会議員選挙について、選挙執行時の選挙人名簿の登録、いわゆる選挙時登録の基準となる日、それから登録の日、これにつきましては公職選挙法の規定によりまして、選挙管理委員会が定めることとされております。このことから、それぞれの日を定めようとするものでございます。

登録基準日につきましては令和7年9月20日、各選挙の告示の前の日ということになります。ただし年齢については、選挙執行期日であります令和7年9月28日となります。登録の日につきましては、同じく令和7年9月20日としようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第25号 投票の順序について)

事務局長 議案の朗読

○ 一関市長選挙及び一関市議会議員選挙につきましては、公職選挙法第119条の規定によりまして、同時に執行することについて、先の選挙管理委員会で決定いただいたところでございます。

公職選挙法第122条におきまして、同時に選挙を行う場合の投票の順序は、選挙管理委員会が定めることとされておりますことから、同時に執行する市長選挙それから市議会議員選挙の投票の順序を、記載しておりますように一関市長選挙、その次に一関市議会議員選挙、この順に行うことを定めようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第26号 選挙会の場所について)

事務局長 議案の朗読

○ 一関市長選挙及び一関市議会議員選挙につきましては、開票の投票点検終了後に当選人を定めるための選挙会を行うこととなりますが、本案につきましては、その選挙会の場所について定めようとするものでございます。

場所については、狐禅寺字石ノ瀬25番地3 一関市総合体育館で、開票会場と同じということでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第27号 開票事務と選挙会事務との合同について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、一関市長選挙及び市議会議員選挙における開票の事務については、選挙会の区域と開票区の区域が同一であることから、公職選挙法第79条第1項の規定によりまして、開票事務については、選挙会場において選挙会の事務に合わせて行おうとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案の通り可決

(議案第28号 投票所の指定について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、公職選挙法第39条におきまして、投票所については、選挙管理委員会が指定した場所に設けると規定されているところでございます。

令和7年7月20日執行予定の第27回参議院議員通常選挙、それから同年の9月28日執行予定の一関市長選挙及び市議会議員選挙における投票所については、全部で69か所を指定しようとするものでございます。

その内訳につきましては、一関地域が9ページから10ページにかけてになりますけれども24、それから花泉地域が10、大東地域が11。

それから11ページに移りますけれども、千厩地域が6、東山地域が4、室根地域が5、川崎地域が3、藤沢地域が6ということでございます。

各投票所の個別の内容につきましては、記載の通りでございますのでお目通しを願いたいと思います。

なお、昨年の衆議院議員総選挙等における投票所から、変更となった場所についてでございますけれども、4か所ございます。

まず一つ目は10ページになりますけれども、一関の第18投票区でございます。こちらが、昨年の選挙では岩手県南技術研究センターでございましたけれども、今回は一関工業高等専門学校に変更しようとするものでございます。

それから大東の第5投票区になりますけれども、こちらが大東バレーボール記念館から大東開発センターに変更をしようとするものでございます。

それから、11ページになりますが室根第2投票区、こちらが室根曲ろくふれあいセンターから室根支所に。それからその下の室根第3投票区が、室根小学校から室根ひこばえの森交流センター、こちらの方に変更しようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案の通り可決

(議案第29号 投票所の閉鎖時刻の繰上げについて)

事務局長 議案の朗読

○ 投票所の開く時刻、閉鎖する時刻につきましては、公職選挙法第40条第1項におきまして、原則午前7時に開き午後8時に閉鎖すると定められておりますが、同項のただし書きにおきまして、開く時間については2時間以内で繰り上げ、閉鎖する時間については4時間以内で繰り上げることができるとされてございます。

当市の選挙におきましては、これまでも投票所の閉鎖時刻については繰り上げを実施してきておりまして、今般の一関市長選挙、それから一関市議会議員選挙におきましても、閉鎖時刻の繰り上げを行おうとするものでございます。7月20日の参議院議員の通常選挙も同様に、繰り上げをしようとするものでございます。

繰り上げにつきましては、全ての投票区で行いまして、2時間繰り上げて閉鎖時刻を午後6時としようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案の通り可決

(議案第30号 ポスター掲示場の総数について)

事務局長 議案の朗読

○ 公職選挙法第144条の2において、市町村選挙管理委員会は、ポスター掲示場を設けなければならないと規定されております。

ポスター掲示場の総数につきましては、第2項において政令の基準に基づいて定めることとされておりまして、その政令の基準により算定した数から、都道府県選挙管理委員会との協議を経て、総数を減じることができると規定されてございます。

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙、それから9月28日執行予定の市長選挙及び市議会議員選挙における、ポスター掲示場の総数につきましては、昨年度の衆議院議員総選挙等と同数の437箇所にしようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

金今壽信委員 政令で定める数はどれくらいでしょうか。どれくらいになったのを、437まで減じたのでしょうか。

佐藤主任主事 選挙人名簿の人数により決まっております、今回ですと3月1日現在の登録者数で算定するのですけれども、政令の定数でいきますと565か所です。

金今壽信委員 はい、ありがとうございます。

質疑なし

委員長 原案の通り可決

(議案第31号 ポスター掲示場の設置場所について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、具体的なポスター掲示場の設置場所について定めるものでございます。土地の形状等によりまして、昨年度の衆議院議員総選挙等の設置場所から6か所変更してございます。地域毎に設置するポスター掲示場については、一覧の通りでございますので、お目通しの方よろしくお願いいたします。

委員長 議案に対する質疑

阿部和子委員 掲示場一覧の中で6か所減ったということで、その減った場所というのは、今住んでいる所に近いところで見るとポスターの掲示場が見えなかったのも、もしかするとそこも減った所なのかなということを確認したいのですが。

事務局長 減ってはいなくて、変更となります。

阿部和子委員 変更ですか。いつも見ている場所が無いかなと思ったのです。町浦南公園というところがあって、たぶん宮下か宮前なのですが。

菅野主任主査 41番の東五代8というのが、町浦南公園北側フェンスです。

阿部和子委員 わかりました、ありがとうございます。

質疑なし

委員長 原案の通り可決

(議案第32号 ポスターを掲示することができる日について)

事務局長 議案の朗読

○ 公職選挙法におきまして、候補者がポスター掲示をすることができる日につきましては、選挙管理委員会があらかじめ定めて告示した日からとすると定められてございます。

本案につきましては、ポスターの掲示の開始日につきましては、選挙の告示日であります令和7年9月21日としようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案の通り可決

委員長 閉会

一関市選挙管理委員会規程第18条第2項の規定により、ここに署名する。

委員長

委員

委員

委員